## 随意契約の内容の公表

| 担当部課                          | こども子育て部 こども課  |
|-------------------------------|---|
| 契約締結年月日                       | 令和6年4月10日   |
| 業 務 名                         | 令和6年度児童福祉調査業務   |
| 業務の概要                         | 市内の18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭等世<br>帯の実態調査を行う。   |
| 契約金額 (税込)                     | 700,000円  |
|                               | ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。  |
| 契約の相手方                        | 尾張旭市民生委員児童委員協議会   |
| 根拠規定                          | 地方自治法施行令第167条の2第1項<br>(該当する口欄に印をつけること)  |
|                               | ■ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをすると<br>き。  |
|                               | □ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務<br>の提供を受ける契約をするとき。  |
|                               | □ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。   |
|                               | □ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。   |
|                               | □ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが<br>できる見込みのあるとき。   |
|                               | □ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付<br>し落札者がないとき。   |
|                               | □ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。   |
| 随意契約理由の説明<br>及び<br>契約相手方の選定理由 | 本事業は、母子・父子家庭等世帯の住居を訪問し、福祉票<br>(現況や相談事等を記載)を作成するものであり、本事業<br>を円滑かつ適切に実施する者は、民生委員法第15条の規<br>定により守秘義務が課せられ、本業務に必要な知識を有し<br>ている民生委員・児童委員以外いないため、尾張旭市の民<br>生委員・児童委員全員が所属する尾張旭市民生委員児童委<br>員協議会と随意契約するものである。 |

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、こども子育て部こども課です。